

第2回八街市協働のまちづくり推進協議会 議事録

日時：平成27年10月27日  
午後6時30分から  
場所：第一庁舎3階第一会議室

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題

(1) 八街市協働のまちづくり指針(案)におけるパブリックコメント手続きの結果について

「八街市協働のまちづくり指針案に対する意見」の資料をもとに事務局からパブリックコメント手続きの結果を報告。意見は3人から提出あり。うち2人の意見は市への要望事項であった。

それぞれの意見に対する考え方を資料に掲載している旨説明。

委員からの質問・意見は特になし。

(2) 八街市協働のまちづくり指針(案)に対する意見・提言について

「八街市協働のまちづくり指針(案)の主な修正箇所」「八街市協働のまちづくり指針案」(冊子)の資料をもとに事務局より前回からの修正箇所を説明。

《委員からの修正意見》

箇所	修正前	修正後
p 3 ⑤市民活動・地域の課題 2行目	お祭りや清掃活動などの地区行事や消防団員などの地域活動の担い手の確保	伝統行事や清掃活動などの地区行事や消防団員などの地域活動の担い手の確保
p 9 イメージ図	みんなで連携・協力してまちづくり	みんなで連携・協力したまちづくり
p 9 イメージ図	世代・分野を横断して連携	世代・分野を横断した連携
p 1 2 ⑤	タイトル 協働をめぐる制度・環境の整備	協働をめぐる仕組み・環境の整備
p 1 4 ①市民参加の環境 《施設：例》項目5番目》	活用することを明記する。	活用することを明記。
p 1 7 標語2の解説	していこうというものです。	していこうとするものです。
p 2 ④地域基盤の流動化	タイトル 地域基盤の流動化	地域基盤の変化
p 1 6 (1)	枠内のタイトルを下の記事に変更する	同左

(3) その他

1. 今後の指針策定スケジュールとして、推進協議会の意見を取りまとめて、最終修正を行い、11月に庁議に上程し承認を得たうえで、12月議会へ報告し市民周知を図る。
2. 今後の推進協議会の役割として、設置要領第3条第1項第2項の規定に条例や推進計画に関する調査検討を行うと記載されていることから、指針策定後は、条例制定等の検討を行う。
3. 協働のまちづくり市民講演会を平成28年2月6日（土）に開催予定。